

自由は取る可き物なり、  
貰う可き品に非ず

中江兆民『自由平等経論』より



# 歴史の壺

法務史料展示室だより

第17号

「歴史の壺」では、法に関する歴史を中心に様々な視点で紹介していきます。みなさんも歴史のつぼにはまりましょう！

## 法務図書館の 書棚から

### 第2回 『職員録』

公的な文書に署名するとき、私たちは一般に、苗字(名字)と名前を記します。住民票や戸籍謄本などの公文書においても、やはり同様に、苗字と名前が記されています。しかし、日本の歴史をながめてみると、こうした人名表記が定着してからは意外に日が浅く、まだ150年も経過していません。それでは、現在のような人名表記に変わる前、人々はどのような様式で公的に名乗っていたのでしょうか。

その様式は、法務史料展示室に展示されている、明治3年(1870)5月の『職員録』(写真)からうかがうことができます。写真から明らかなように、ここでは、人名を表記するにあたって、氏(うじ)・姓(かばね)などが冠されているのです。

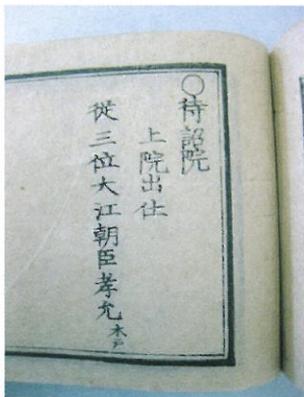
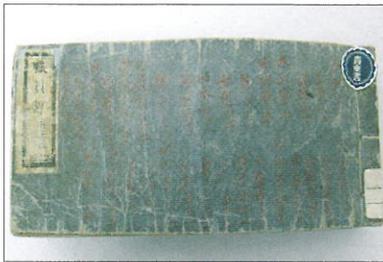
氏とは、古代から日本で用いられてきた呼称で、血縁によって結ばれた同族の集団を指します。代表的な氏として、源・平・藤原・橘の四氏などが知られています。一方、姓とは、氏の地位や政治的序列を示すために天皇から与えられた呼称のことです。百人一首などで、「朝臣」などの姓をお聞き覚えの方も多いでしょう。

明治3年の『職員録』は、そうした日本古来の伝統にもとづく様式を用いて、人名を表記しているわけです。例えば、写真において「大江朝臣孝允」とあるのは、幕末から明治期にかけて活躍した、長州藩(山口県)出身の木戸孝允を指しています。

ところが、こうした人名表記は、明治初年に一変しました。わずか一年半後、明治4年(1871)年12月の『袖珍官員録』では、現在と同様に苗字と名前での人名表記がなされており、前出の木戸も、ここでは「木戸孝允」と記されています。この変化の直接的な原因は、「公用ノ文書ニ…苗字実名ノミ相用候事」(『法令全書 明治四年』367頁)と定めた明治4年10月の法令に依ると思われませんが、まさにこの当時、その他の場面でも人名の表記方法を一変させるにふさわしい、数々の政策が実施されていました。

その一端を示せば、明治3年9月には、それまで苗字の公称が許されていなかった平民に対して、苗字を名乗ることが認められています。また、明治4年4月には戸籍法が制定され、同法にもとづいて、翌年には全国的な戸籍が編製され、人々が氏名を登録することになります。このように、近世の身分制を解体し、平等な国民を創り出すとともに、彼らの統一的な把握を目指した施策が、相次いで打ち出されていたのです。こうした背景が、私たちの、現在の人名表記の成り立ちに、少なからず影響を与えていることは間違いありません。

今回ご紹介した『職員録』からは、人名の表記方法という小さな違いを確認できるのみですが、そこからは、明治という時代や、その当時の国家が目指した方向性の断片を、垣間見ることができるのです。



法務図書館所蔵『職員録』(明治3年5月)

\*「法務図書館の書棚から」では、法務図書館が所蔵する各種史料・図書の中から毎回一点をとりあげて、様々な切り口で紹介いたします。

字引を  
ひもとく

### 憲法：ケンポウ

国家という統治団体の基本法のこと、現代の日本では一般に「日本国憲法」のことを指します。しかし、かつては聖徳太子の十七条憲法のように「きまり」という程度の意味であり、また、中世においては、「正直憲法之仁」「正直憲法之御政」のように「正直」と並列的に使用されることが多く、人や政治の公平さを表す意味で使われました。

# 史跡探訪

## 鈴ヶ森刑場跡

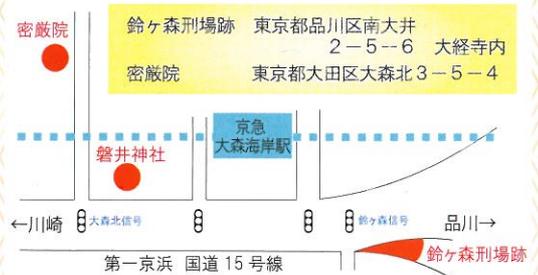
十返舎一九の『東海道中膝栗毛』には、主人公の弥次郎兵衛が「おそろしや罪ある人のくびだまにつけたる名なれ鈴がもりとは」と鈴ヶ森の刑場の恐ろしさをくび輪の鈴に掛けて歌う場面が描かれています。江戸時代、品川の御仕置場は、もともとは「一本松獄門場」と呼ばれていましたが、いつしか、「鈴ヶ森」という呼び名が定着したようです。

鈴ヶ森刑場跡は、現在の品川区南大井二丁目、大経寺内に東京都指定の史跡として残されています。刑場は、慶安4年(1651)に設けられたといわれ、この地で処刑された者には、丸橋忠弥、白井権八、八百屋お七など、史実や戯作の世界ではおなじみの名を挙げるができます。刑場跡に設置された供養塔には、「東京座有志中」などのように、明治以後に演目としてかかわったであろう役者たちが建立したものもみられます。刑場に関しては多くの著述があり、それとともに数々の逸話も残されてきました。たとえば、鈴ヶ森八幡宮(現磐井神社)の持ち



地蔵菩薩立像、俗称お七地蔵

地であった密蔵院には、俗称をお七地蔵という地蔵菩薩立像がありますが、これはその名にちなむように、もともと鈴ヶ森刑場に建立されており、ある晩、一夜にして密蔵院に飛来してきたものという伝説があるそうです。供養をして欲しかったのでしょうか。



## 歴史の壺クイズ

「巻舌」という言葉を、みなさんはどのような意味で使っているでしょうか。「まきした」と読んだ場合には外国語の発音方法のこと、「したをまく」と読めば、言葉が出ないほど驚いた様子を言います。さて、日本中世においては、この「巻舌」は別の意味を持っており、一般に裁判の中で使用される言葉でした。では、その意味とは次のうちのどれだったのでしょうか。

1. 法廷で、質問されていないことまで発言する行為
2. 法廷で、事実ではないことを主張する行為
3. 法廷で、相手の発言に意義があって意見を言う行為

前回の答えは  
**2番!**

## 横顔



明治5年(1872)4月、司法省の頂点に立った司法卿江藤新平は、強力なリーダーシップを発揮し司法制度改革を断行しました。そしてその目玉とも言うべき施策が、同省直属の府県裁判所を創設し、当時各府県に委ねられて

いた裁判権を国家が掌握することでした。そうした目的のもとで新設となった京都裁判所に、明治5年10月司法省判事として赴任した北島治房は、世にいう「小野組転籍事件」の処理を担当することになります。京都府に本籍を置く豪商「小野組」の経営者小野善助が、東京府への本籍移転を求めたところ、京都府が手続きを遷延させたとして訴え出た事件でした。北島は、両者の言い分を聞いた後、京都府に速やかに転籍手続きを進めるように言渡しますが、同府は裁判所の判断に従いません。そこで京都裁判所は、その責任を京都府知事および参事という府の最高幹部に負わせることとし、彼らに刑事罰を科しました。後日談としては、本件解決のためにわが国最初の陪審法ともいべき「参座規則」が制定されます。

さてここで注目すべきは、改革の尖兵として江藤の求める府県裁判所の役割を認識し、断固として京都府と対峙した北島の姿勢ではないかと思えます。こうした北島の強靭さは、明治維新前の文久3年(1863)8月天誅組の大和拳兵に、また翌元治元年(1864)には天狗党の乱にも加わるとい、極めて急進的な尊王攘夷運動の活動家として、まさに刃の下をくぐりぬけ生死の瀬戸際に追いつめられた経験を通じて、醸成されたと思われるてなりません。